

議案第 3 0 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
---	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、家庭的保育事業者等が行う利用乳幼児に対する健康診断を行わないことができる場合の基準を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

